

万国の労働者、被抑圧民族団結せよ！
1985年9月25日
臨時 第81号
4頁 150円

社共にかわる革命的労働者党を創建しよう！

赤旗

せつき

共産主義者同盟中央機関紙

(1980年2月28日第3種郵便物認可)

発行
赤路社

東京都新宿区西新宿3-5-3-406
電話(03)349-8598 東京7-86947
編集・発行人 北沢晋
関西赤路社
大阪市福島区大門1-19-13
副島ビル 電話(06)462-7030



今日、中曾根自民党政権は、米帝レーガンの指揮棒の下、戦争遂行体制の構築を本格化し、強行的になっている。

このことに対し、何よりも我々は、戦争準備の帝国主義的性格と目的を暴露し、韓国、フィリピンなどの第三世界の民族解放革命及び国内の在日韓国・朝鮮人民など被差別・被抑圧大衆の闘いに連帯

し、労働貴族・社会排外主義とキッパリ手を切り、プロレタリア下層に依拠して闘わねばならない。

政府・資本・労働貴族一体となつた管理・統制下にますます固く縛られ、侵略戦争体制に組み込まれつつある。労働者階級は、帝国主義の侵略と戦争準備に反対し、民族解放革命と団結せずには、自ら

を金融資本の軛から、奴隸状態から解放することはできない。

(一) 戦争遂行体制構築に対する闘

いの中心環として、安保闘争を組

織しなければならない。その今日

的内容は、(1)日本を米核戦力の前進基地として公認させ強化するこ

と、(2)米日韓軍事一体化を要とす

る環太平洋安保体制を形成するこ

と、(3)自衛隊の大増強と海外派兵

を実現すること、などに対する闘

いとなる。この場合、社会党の安

保・自衛隊容認・対韓新殖民地支

配擁護への一層の動搖、日共の小

ブル和平主義・民族主義からする

反米親ソ路線など、体制内諸政党

の公然たる容帝化を批判すると共

に、日帝打倒・米帝一掃・社会主

義革命の戦列を整える為に「非同

盟中立論」「日米戦争論」「日米階級

同盟論」「一方的核廃棄論」等への

批判を強めねばならない。

(二) 三里塚二期決戦は、政府が戦

争遂行体制づくりの為に強行する

諸攻撃に対する戦いの中で、味方

の戦闘力を最も集中して最も鋭く

対決しえる戦場である。三里塚闘

争は、侵略と農地略奪の空港建設

に反対し実力阻止を基本に闘い抜

かれてきた。七八年「開港決戦」

以降の数年間、農民の営農の将来

に対する不安に付け入って反対同

盟の分断・解体をねらった政府の

欺瞞的「話し合い」攻撃、「農振策」

は、侵入した。そして、北は青森から、

南は沖縄までの反基地、反空港を

建設阻止を全国的課題として闘い

中曾根の戦争準備に抗し 安保・三里塚闘争に決起せよ！

成田用水・東峰裁判・騒特法などをつかつた反対同盟の分断解体攻撃をゆるさず、目前に迫る二期強行着工を迎撃たねばならない。

(三) 又、戦争遂行体制づくりの一環として当面の注目すべき敵の攻撃を挙げれば、靖国公式参拝、天皇在位六〇年式典、天皇訪沖、教育改革、「同和」事業打ち切り、狭窄化を実現する。

は、プロレタリア国際主義の思想

暴力に立脚した民主主義を闘い取る立場から組織しなければならぬ。これらの闘いにおける生命線

は、プロレタリア国際主義の思想

韓国・フィリピンなどにおける米

日帝国主義に対する民族解放闘争との連帶である。

四国鉄分割民営化—十万人首

り、首相官邸の大統領府化と地方

山再審棄却、スペイ防止法、拘禁

二法、政党法、等等である。我々は、民族排外主義、天皇主義への

イデオロギー的統合との闘争や差

別・分断支配の強化と政治的民主

主義の制限拡大に反対する闘争を

帝國主義の城内平和とブルジョア

二法、政党法、等等である。我々は、民族排外主義、天皇主義への

イデオロギー的統合との闘争や差

別・分断支配の強化と政治的民主

反天皇制闘争の広範な統一戦線を!

今年の8・15は、一つの大きな転換点となつた。

それは、官房長官・藤波の私的諮問機関にすぎない「閣僚の靖国神社公式参拝に関する懇談会」の報告書によつてである。この「靖国懇」の報告書は、ブルジョア民主主義の支柱である国会での論議すら放棄して、十数年間にわたる靖国神社の国家護持の問題に決着をつけた。

そして、中曾根は、靖国神社への公式参拝を強行した。

この靖国神社の国家護持――公式参拝が、82年の8月15日の「戦没者追悼の日」制定以来、周到に用意されたとはい、国内及び国外より、大きな反対の声をよびおこしている。

また、中曾根による公式参拝の強行は、靖国神社の国営化のはじまりであつて、今後、ますます、天皇制イデオロギーの要として強化されていくであろう。

しかし、「一方では、中国、朝鮮東南アジア諸国において、日本軍国主義の復活と、戦前の侵略戦争の準備として、大きな反撃の声

釜の夏祭り

第一回釜ヶ崎夏祭りは、「民族排外主義と対決し、戦争路線を打ち碎け!」をメインスローガンに、8月12日から15日まで開かれた。

今回の祭りは、例年の規模を大きく上回る多くの労働者が集まり、相撲大会のど自慢、盆踊り、スイカ割り、綱引きと大きく盛り上がった。

とりわけ、今回の夏祭りは、全国寄せ場の陣型と日雇全協の総力で闘い抜いてきた対天皇主義右翼、西戸組戦、全国に散在する日雇い労働者の組織化の第一歩とし

がおこつてゐる。

また、国内においても、キリスト教や真宗の宗教者や、知識人、市民などによる市民グループによつて、多くの抗議行動が闘われた。

中曾根による靖国神社への公式参拝は、軍事費のG.N.P.1%枠の撤廃と一緒にものとして、軍事大國の道へとつまんでいた。

8月15日、京都においても、「戦没者追悼の日反対!!」8・15を問

い続ける京滋集会」がもたれ、真剣な討論がなされた。

集会は、若い仲間よりの発題をうけたのち、松浦玲氏より、「8・15とはなにか」という問題提起をうけた。松浦玲氏は、「8・15は、40年前に、国体(天皇制国家)を破壊できなかつたことを憶う日」

そして、論議の中で、「いままで、8・15は戦争に負けた日と思つていたが、そうではなくて、むしろ、玉音放送があつた日としてとらえるべきである」との発言もあつた。

8・15とは、天皇ヒロヒトによつて、「朕ハ茲ニ國体ヲ護持シ得テ」(8・14詔書)と、日本人民に

ち固めてきた反靖国実行委は、(公後歴代首相として初めて靖国神社に公式参拝した。右からの「戦後史の総決算」は、天皇制・天皇制反靖国実行委には、わが天皇制を考へる会(准)を含め、多くの団体が参加している。

8・15中曾根靖国公式参拝

実力阻止闘争貫徹

韓国人、在日中国人の仲間も結集して着々と準備が進められている九州・博多の福岡日雇労働組合(準)の組織化を基盤とした闘いの中に位置付けられる。

一二日の前夜祭集会では、福日労(準)からの闘争報告が行われ、対西戸戦報告映画「山谷」のプロモーションフィルムが上映された。

また、強まる日帝・中曾根自民

宣言した日である。

それゆえ、今日的な意味では、戦後政治がはじまつた日であることを確認しなければならない。

そして、戦後政治の中心は、ブルジョア議会制民主主義を主軸にし、天皇制を副軸とする統治形態による一定の統制支配にあり、8・15とは、その出発点であること

も自明である。

現在、全国において、反天皇制の闘いが、大きな政治的課題として登場している。とくに、関西においては、紀元節粉碎闘争以来の闘いが、大きな政治的課題として

活動が本格化しており、ともに、その戦列を拡大し、発展させねばならない。

われわれは、反天皇制の闘いを

山谷における寄せ場労働者の天皇

も自明である。

おいては、紀元節粉碎闘争以来の闘いが、大きな政治的課題として

ねばり強い、キリスト教や真宗の宗教者、知識人、市民などによる宗教者の闘いを教訓化し、労働運動の中にもちこまねばならない。い。

79年の元号法反対闘争を契機とした反差別戦線と反天皇制闘争との一定の結合をふまえ、安保闘争及び反戦反核闘争との合流をはか

つていかねばならない。

日帝・中曾根による靖国神社への公式参拝を糾弾し、中国、朝鮮人民の日本軍国主義反対の闘いに

結合して、日帝の戦争準備に、あらゆる戦線で反対していかねばならない。

沖縄研究会の大田氏から反天皇制闘争の課題と今後の方向がのべられた。最後に、「本日の闘いを新たな出発点として、天皇在位六〇周年・87年天皇訪沖を阻止しよう」との集会宣言が発表された。

8・15中曾根靖国公式参拝を契機に、反靖国反天皇制の動きが全國的に活発化している。

われわれは、反靖国実行委の実

○の大部隊がかち取られた。反靖

国実行委の基調提起、参加団体の決意表明の後、靖国神社に向けて

デモに出発した。全員が果敢な闘

闘を展開する。その中で、ひとり

デモに引いたのは、夏祭の最中に百名の部隊で結集した山谷争議団

とその仲間達である。二時頃、解

散地点の九段下に到着。

デモに呼応して、午後一時、靖

国神社境内に反靖国実行委の先峰

メンバーが突入した。中曾根公式参拝のためにつくられた「花道」

の両側に遺族らが多数立ち並ぶ中

で、横断幕を広げ、ビラをまき、

シユブレヒコールをくり返した。

この時、遺族の一部から、しかし誰の耳にも聞こえる支持の拍手が起つたのである。信じられない

さらに、夏祭りの成果を引き継ぎ、芝居やパネル展を行うなど、

差別排外主義と対決する共闘陣型

が強化されたことは大きな特徴で

ある。

さらに、夏祭りの成果を引き継ぎ、

保障金を、ケガをした労働者に渡さず、ネコババしていた京都府向

き、八月二七日には、労災の休業

賃徴収がなされ、労災の休業

賃徴収がなされ、労災の休業

賃徴収がなされ、労災の休業

賃徴収がなされ、労災の休業

賃徴収がなされ、労災の休業

賃徴収がなされ、労災の休業

主義右翼との闘いを教訓化し、労働運動の中にもちこまねばならない。い。

79年の元号法反対闘争を契機とした反差別戦線と反天皇制闘争との一定の結合をふまえ、安保闘争及び反戦反核闘争との合流をはかつていかねばならない。

日帝・中曾根による靖国神社への公式参拝を糾弾し、中国、朝鮮人民の日本軍国主義反対の闘いに結合して、日帝の戦争準備に、あらゆる戦線で反対していかねばならない。

沖縄研究会の大田氏から反天皇制闘争の課題と今後の方向がのべられた。最後に、「本日の闘いを新たな出発点として、天皇在位六〇周年・87年天皇訪沖を阻止しよう」との集会宣言が発表された。

8・15中曾根靖国公式参拝を契機に、反靖国反天皇制の動きが全國的に活発化している。

われわれは、反靖国実行委の実

○の大部隊がかち取られた。反靖

国実行委の基調提起、参加団体の決意表明の後、靖国神社に向けて

デモに出発した。全員が果敢な闘

闘を展開する。その中で、ひとり

デモに引いたのは、夏祭の最中に百名の部隊で結集した山谷争議団

とその仲間達である。二時頃、解

散地点の九段下に到着。

デモに呼応して、午後一時、靖

国神社境内に反靖国実行委の先峰

メンバーが突入した。中曾根公式参拝のためにつくられた「花道」

の両側に遺族らが多数立ち並ぶ中

で、横断幕を広げ、ビラをまき、

シユブレヒコールをくり返した。

この時、遺族の一部から、しかし誰の耳にも聞こえる支持の拍手が起つたのである。信じられない

さらに、夏祭りの成果を引き継ぎ、

保障金を、ケガをした労働者に渡さず、ネコババしていた京都府向

き、八月二七日には、労災の休業

賃徴収がなされ、労災の休業

賃徴収がなされ、労災の休業

様な感動の瞬間であった。驚き、自失した警察権力は、七名を「軽犯罪法違反」という理由なき理由で不当逮捕の暴挙に出た。一日後、七名は全員黙秘のまま釈放をかちとつた。

午後の集会は、境内での決起報告を受けて、一気に盛りあがつた。各地での反靖国反天皇制の闘いが紹介される。更に、反天連の菅氏、沖縄研究会の大田氏から反天皇制闘争の課題と今後の方向がのべられた。最後に、「本日の闘いを新たな出発点として、天皇在位六〇周年・87年天皇訪沖を阻止しよう」との集会宣言が発表された。

8・15中曾根靖国公式参拝を契機に、反靖国反天皇制の動きが全國的に活発化している。

われわれは、反靖国実行委の実

○の大部隊がかち取られた。反靖

国実行委の基調提起、参加団体の決意表明の後、靖国神社に向けて

デモに出発した。全員が果敢な闘

闘を展開する。その中で、ひとり

デモに引いたのは、夏祭の最中に百名の部隊で結集した山谷争議団

とその仲間達である。二時頃、解

散地点の九段下に到着。

デモに呼応して、午後一時、靖

国神社境内に反靖国実行委の先峰

メンバーが突入した。中曾根公式参拝のためにつくられた「花道」

の両側に遺族らが多数立ち並ぶ中

で、横断幕を広げ、ビラをまき、

シユブレヒコールをくり返した。

この時、遺族の一部から、しかし誰の耳にも聞こえる支持の拍手が起つたのである。信じられない

さらに、夏祭りの成果を引き継ぎ、

保障金を、ケガをした労働者に渡さず、ネコババしていた京都府向

き、八月二七日には、労災の休業

賃徴収がなされ、労災の休業

賃徴収がな



10・3差別糾弾の旗を高々と揚げ

八鹿控訴審闘争へ

はじめに

来たる十月三日、大阪高裁において、八鹿差別弾圧裁判の控訴審闘争の火蓋が切って落される。

差別糾弾闘争に対する弾圧はね返し、融和主義者を粉碎し、八鹿の正義を守り、発展させることに勝利することなくして部落闘いに勝利することなくして部落の解放はありません。

八鹿闘争とは

一九七四年五月、兵庫県の八鹿高校において、たび重なる差別言動に対し、部落の生徒たちが立ちあがり、解放研を結成した。また南但馬においても差別糾弾の手があがり、次々に糾弾闘争を開拓し、これをののしる日共との熾烈な闘いが、狭山九月公判闘争と連動して大衆的包囲戦として闘われた。

差別を居直り、解放研の結成を認めぬ日共教師集団は、一切の話し合いを拒否し、親の訴えにも部落民であることをもつて耳を貸さず、日共中央の指令の下、挑発を繰り返した。

校内では、職業科の生徒たちも呼応して百八名の無期限座わりこみに突入。さらに十月二十一日、疲労困憊の解放生徒二十二名がハンストに突入した。

差別糾弾闘争を堅持せよ

一九八四年六月の地対協「意見具申」は、差別糾弾闘争が差別を生むなどと、転倒した論理で糾弾闘争への敵意をむき出しにしている。また、現在、部落解放基本法制定要求運動が展開されているが、その四つの構成の一つが差別の法規制である。

法は過去から一貫して、部落を弾圧することはあっても守ることはなかつた。むしろ、差別者を

翌二十二日、差別教師は、翌日からの連休にもかかわらずハンストの生徒を無視して学校から集団脱走をはかつた。しかし、これを阻止して校内に連れもどし、糾弾を展開し、党歴二十数年の片山を中心とする全教師の自己批判をはじめる。

克ち取つた。これに対し日共は、全国で党をあげての差別キャンペーンを展開するとともに、告訴をおこない、国会においても弾圧せよと絶叫する。十二日以来、三次にわたり、ベ八千名の武装機動隊が南但馬の各部落を包囲し、十七名を逮捕、任意出頭のべ四百名という大弾圧をおこなつた。

十・一四荒石差別判決糾弾

一九八三年十二月十四日、神戸地裁・荒石は、「被告」団全員に「有罪」判決を強行した。

その「罪」なるものは、差別を居直り、逃げ得をはかる差別教師集団を糾弾の場に連れもどしたことが「逮捕」というのであり、逃亡を許さず糾弾したことが「監禁」であり、自己批判を迫つたことが「強要」にあるといふものである。口先では差別の存在を認め、「糾弾しようとすることは無理からぬ」と言いつつ、その実、糾弾のものを違法とした差別弾圧判決である。

十・三へ全国から総決起を

五・二八狭山特別抗告棄却を糾弾し、無実の石川さんを奪い返す

守るために部落民の前に立ちはだかってきた。八鹿の闘いもその一つである。この闘いは、差別のやれば差別者と権力の思うつぼだったり得、逃げ得を許さず、弾圧をおこなわれた。尻ごみすれば差別者と権力の思うつぼだったり得である。

糾弾は差別者への教育であるとともに、闘う大衆自身の自己教育でもある。闘いの芽をつみ、法(公権力の行使)によりかかるのであれば、運動は死滅するか、改良主義、融和主義への変質となる。

八鹿の勝利をめざし、権力の弾圧を粉碎し、闘いぬこう！十・三正午、大阪高裁へ全国から総決起せよ！その力で十・二八狭山中央闘争(明治公園)へ、さらに、十・一二、十二・五の八鹿公判闘争を闘いぬこう！

八鹿闘争の勝利へのばかりつめる闘いの一環としても、八鹿控訴審闘争の意義は重大である。大衆的差別糾弾闘争を組織し、狭山第二次再審の全国陣型を再組織しなければならない。

八鹿の勝利をめざし、権力の弾圧を粉碎し、闘いぬこう！十・三正午、大阪高裁へ全国から総決起せよ！その力で十・二八狭山中央闘争(明治公園)へ、さらに、十・一二、十二・五の八鹿公判闘争を闘いぬこう！

八鹿闘争の勝利へのばかりつめる闘いの一環としても、八鹿控訴審闘争の意義は重大である。大衆的差別糾弾闘争を組織し、狭山第二次再審の全国陣型を再組織しなければならない。

■古典学習

マルクス「コータ綱領批判」をめぐつて

山本 礼二

今回は、「コータ綱領批判」そのものを取りあげるのではなく、合

同大会、ドイツ社会主義労働者党成立をめぐる、マルクス・エンゲルスの政治的立場の主張の中から現在の我々が学びとらねばならない幾つかの重要な所を取りあげた。

一八七五年*、マルクスは、「ドイツ労働者党綱領評注」に添えた、プラッケへの手紙を書いている。(*五月合同大会の直前に)

ここでは、およそ、綱領についての原則的考え方が鮮明に言及されている。

「まったく唾棄すべき綱領、党を堕落させる綱領と信じてやまないものは、たとえ外交上の沈黙を行

の義務です。

現実の運動の一歩一歩は、一ダースの綱領よりも重要です。したがって、もしアイゼナハ綱領よりいいものができなかつたとすれば

—そして現在の状況はそれをゆるさなかつたのですが、単に共同の敵にたいする行動を目的とした協定を結ぶにどめるべきでした。それなのに連中ときたら原則綱領をつくるというのです（もつと長期間の共同活動を通じてそういう綱領がしたいに準備される時まで延ばさずに）。連中はこうして全世界の前に、党の運動の高さをはかる水位標をうち立てるわけです。

ラサール派のボスどもがむこうからやつてきたのは、周囲の事情におされてやむなくそうしたのです。だから、原則のかけひきには使しても承認しない、これが私

いつさい応じない、と開口一番彼らに宣言しておいたなら、彼らはかなかつたはずです。そうするかわりに、彼らが委任状で身を固め活動のための組織計画で満足するばかりかげられた旗なのであって、かなかつたはずです。そうするかわりに、彼らが委任状で身を固め活動のための組織計画で満足するばかりかげられた旗なのであって、

世間はこの旗色でその党を判断します。したがってその綱領は、こんどの綱領がアイゼナハ綱領にたいしてそうであつたように、いかなる場合にも退歩をふくむものであつてはならないのです。

外国の労働者たちがこの綱領についてなんと言つだらうか、ラサール主義の前にドイツの社会主義的プロレタリアート全軍がこうして膝を屈したことがどんな印象をあたえるか、ということをもやはり考慮しておくべきでした。」

こういつた、マルクス・エンゲルスの指摘のよくな綱領の欠陥はたしかにあります。それはわれわれに信じていることなど論外としても、なんの役にも立たないしろものであります。」

これと同じ見地は、一八七五年三月の「エンゲルスからベーベルへの手紙」の中でも散見できる。

「おまけに編成のしかたでもひからびて活氣のないこの綱領は、ほとんどその一語一語を批判できると思いませんが、これでやめましょう。もしそれが採択されたとした

なら、マルクスと私はこのような基礎の上に設立された新しい党に賛同することはけつしてできないし、またその党にどんな態度を一公けにもーとするべきかを、きわめて真剣に考慮しなければならなくなる。この綱領はそうした性質のものであります。……こんどの綱領はある方向転換の起點をなすものです。そしてこの方向転換たるや、こうした綱領を承認する党と共同であらゆる責任を負うのはごめんをこもうむりたい、とわれわれにいとも簡単に決心させるほどのものなのです。……一般的にいえば、ある党の公式の綱領よりも、その

いっさい応じない、と開口一番彼

うが重要です。だが、新しい綱領

のものは、なんといつても公

然とかかげられた旗なのであつて、

かなかつたはずです。そうするか

わりに、彼らが委任状で身を固め

活動のための組織計画で満足するばかりかげられた旗なのであつて、

かなかつたはずです。そうするか

わりに、彼らが委任状で身を固め